

事業継続サポート給付金事業の拡充について

☆令和4年1月31日まで受付期間を延長

①飲食業及び宿泊業対象 (事業費 8,200万円)

☆新規支援事業として10月18日から受付開始

②対象業種拡大分 (事業費 1億2,700万円)

③家賃等支援分 (事業費 6,000万円)

④がんばる事業者支援分 (事業費 800万円)

従来事業の期間を延長

緊急事態宣言等による事業者への影響を考慮して、
飲食業及び宿泊業対象分の受付期間を延長

当初受付期間

令和3年5月28日～~~令和3年9月30日~~

⇒ 令和4年1月31日まで延長

新規支援事業その1

より幅広い業種の方を対象にした

「対象業種拡大分」

【業種例】 卸売・小売業、理美容等のサービス業、建設・土木業、製造業、イベント業等

【要件】 令和3年1月から9月までの売上高の合計が、前年または前々年の同期間比で20%以上減少している方

【給付額】 10万円（1事業者1回）

新規支援事業その2

事業継続サポート給付金の対象者に

「家賃等支援分」を上乘せ支援

【対象】 事業所等を賃借している方

【給付額】 1事業者に対し8月・9月の家賃等の半額を支援（上限10万円）

新規支援事業その3

事業継続サポート給付金の対象者に

「がんばる事業者支援分」 を上乗せ支援

【対象】 国の「小規模事業者持続化補助金」または県の「三重県新型コロナウイルス克服生産性向上・業態転換支援補助金」の補助金対象者

【給付額】 上記の補助金の補助対象となる事業費の自己負担分の2分の1（上限10万円）